

由 利 本 荘 市 公 告
令和 7 年 農 振 公 告 第 4 号

由利本荘農業振興地域整備計画を定めるので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 11 条第 1 項の規定により公告し、由利本荘農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の案を次により縦覧する。

当該農用地利用計画の案に関わる農用地区域内にある土地の所有者その他土地に関し権利を有するものは、当該農用地利用計画の案に対して異議があるときは、縦覧期間最終日の翌日から起算して 15 日以内に市にこれを申し出ることができる。

令和 7 年 4 月 1 日

由利本荘市長 湊 貴信



1. 変更計画（案）の縦覧期間

公告日の翌日から 30 日間

2. 異議の申し立て期間

縦覧期間最終日の翌日から 15 日間

3. 農用地利用計画の案の縦覧場所

由利本荘市尾崎 17 番地

由利本荘市産業振興部農業振興課

別記 農用地利用計画

- (1) 農用地区域
 - ア 現況農用地等に係る農用地区域

下表の「区域の範囲」欄に掲げる区域内に含まれる土地のうち「除外する土地」欄に掲げる土地以外の土地を農用地区域とする。

			(01本荘)
地区区 域番号	区域の範（大字）	除外する土地（小字、地番）	
本E05	土谷	字新谷地	
		77-2, 78, 79-2, 80-2, 81, 82, 88, 89, 90-2, 91-2, 92, 96-2, 97, 98, 99, 100-2, 153-1, 155-1, 156, 157, 158, 159, 160, 161, 162, 191, 192-2, 200-3, 201, 202, 203-1, 204-3, 230-1, 231-1, 232-1, 233-1, 234-1, 235-1, 236-1, 240-1, 244-1, 244-2, 245-1, 246-1, 247-1, 250-1, 251-1, 251-2, 252, 253, 254, 255, 256, 257, 258, 259, 261-1, 262, 263, 264, 265, 266, 267, 269-1, 270-1, 271, 272, 273-1, 274, 275, 276, 277-1, 278-1, 279-1, 280-1, 281-1, 282, 285-1, 286-1, 289-1, 290-1, 291-1, 292-1, 292-2, 293, 294-1, 294-2, 295-1, 296-1, 297-1, 298, 299, 300-1, 301-1, 302-1, 303-1, 304-1, 304-3, 305-1, 306-1, 307-1, 308-1, 309-1, 310-1, 312-1, 313-1, 321-1	